

第 2 期

かほく市国土強靱化地域計画

（令和 7 年度～令和 1 1 年度）



令和 7 年（2025 年）3 月

石 川 県 か ほ く 市

<目 次>

I. はじめに	1
II. 基本的な考え方	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の期間	1
3. 基本目標	1
4. 事前に備えるべき目標	2
5. 基本的な方針	2
III. 脆弱性評価	3
IV. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	4
V. リスクシナリオごとの脆弱性の評価、推進方針、目標指標、関連する計画等	6
1. 直接死を最大限防ぐ	6
1－1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び火災による多数の死傷者の発生	6
1－2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	8
1－3 河川・用水等の氾濫や堤防の決壊等、突発的又は広域かつ長期的な浸水による多数の死傷者の発生	9
1－4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	11
1－5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	12
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	14
2－1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	14
2－2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	16
2－3 自衛隊、警察、消防、海保、医療機関等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び医療機能の麻痺	18
2－4 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態	20
2－5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	22
2－6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	23
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	25
3－1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	25
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	26
4－1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	26
4－2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	27
4－3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	28
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	29
5－1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力の低下	29
5－2 異常渇水や凍結等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	30

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	31
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	31
6-2 地震や凍結等による上下水道等の長期間にわたる機能停止	32
6-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止	33
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	35
7-1 ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂・貯水の流出による多数の死傷者の発生	35
7-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃	36
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	37
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	37
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	39
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	41
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	42

VI. 計画の推進	43
------------------------	-----------

I. はじめに

わが国は、その地理的・自然的な特性から、これまで多くの自然災害に見舞われ、その都度長期間をかけて復旧・復興などの事後対策を繰り返し行ってきた。

そのような中、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

基本法第 13 条には、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、（中略）国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と規定されている。

本市では、基本法に則り、令和 2 年 3 月に「かほく市国土強靱化地域計画」を策定し、国土強靱化に向けた施策に取り組んできたが、令和 5 年 1 月の水道管凍結による広域断水、同年 7 月の豪雨災害、また令和 6 年 1 月の能登半島地震など、近年、市内でも大規模な自然災害が相次ぎ、甚大な被害が発生している。

このような状況から、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な地域づくりは喫緊の課題であり、引き続き地域の強靱化を推進していく必要があることから、上記の災害で得た教訓や課題を踏まえ本計画をここに策定するものである。

II. 基本的な考え方

基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

なお、近年における気候の変化やそれに伴う災害リスク及びその対処手法などの変化を的確に捉え、施策の進捗状況なども含め総合的に判断し、計画期間中であっても必要に応じて内容の見直しを行うものとする。

1. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づくものであり、下記の計画期間における本市の強靱化に関する取り組みの方向性を示す指針として位置づけるものである。

2. 計画の期間

令和 7 年度～令和 11 年度

3. 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

4. 事前に備えるべき目標

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5. 基本的な方針

本計画では、国の「国土強靱化基本計画」や「石川県強靱化計画」との調和を図るため、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

- (1) 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- (2) 市内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- (3) 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- (4) 公共インフラの整備・耐震化・長寿命化をはじめとするハード事業と、訓練・防災教育などのソフト事業を組み合わせることによる、効果的な施策の推進を図る。
- (5) 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化による取り組みを推進する。
- (6) 平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- (7) 既存の社会資本を有効活用する等、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- (8) 「かほく市デジタル田園都市構想総合戦略」に基づく人口減少対策などの取組を通じて、強靱化を推進する担い手を確保する。
- (9) 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。
- (10) 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

Ⅲ. 脆弱性評価

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取り組みの方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国の国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本市の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施した。

(2) 脆弱性評価の流れ

①基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定



②「事前に備えるべき目標」達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定



③「起きてはならない最悪の事態」を回避するための課題等を分析・評価
(脆弱性評価)



④ 強靱化のための推進方針を検討・策定

IV. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

先に設定した8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を目標ごとにそれぞれ設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び火災による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	河川や用水等の氾濫や堤防の決壊等、突発的又は広域かつ長期的な浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保、医療機関等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び医療機能の麻痺
		2-4	多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態
		2-5	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力の低下
		5-2	異常渇水や凍結等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
		6-2	地震や凍結等による上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂・貯水の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	農地・森林等の被害による国土の荒廃

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

V. リスクシナリオごとの脆弱性の評価、推進方針、目標指標、関連する計画等

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊及び火災による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 住宅・公共施設をはじめとする建築物等の耐震化や長寿命化、及び老朽化対策が必要
- 2 建築物内の室内安全対策が必要
- 3 ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策が必要
- 4 救助活動や救援物資輸送等に支障がないよう、幹線道路の強化が必要
- 5 共助に必要な地域の災害対応力の向上が必要
- 6 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要
- 7 避難行動要支援者への支援体制が必要
- 8 建物密集地等、消火が困難となる地域の防火体制の整備が必要

【推進方針】

- 1 建築物等の耐震化や長寿命化、及び老朽化対策の推進
 - (1) 大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取り組みの方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。
 - (2) 市民に耐震診断・改修費の助成等の制度周知を進めるとともに、「かほく市住生活総合計画」（平成30年3月策定）に基づき、総合的に耐震化事業を推進する。
 - (3) 市が所有する公共施設においては、国等が示す耐震基準を注視し、必要な耐震診断及び補強・改修事業及び長寿命化を推進する。
- 2 建築物内及び避難路の安全対策の推進
 - (1) 家具の転倒防止対策として、金具による家具の固定等による補強対策の普及・啓発を推進する。
 - (2) 地震による建築物の窓ガラス飛散や天井落下、外装タイルの剥離、看板等工作物の破損落下による被害を防止するために、建築物の適正な維持・管理や点検の重要性を継続的に啓発する。
 - (3) 危険ブロック塀解体撤去費を助成する制度の周知を進めるとともに、ブロック塀転倒対策等による避難路の安全対策を推進する。
 - (4) 電柱倒壊による道路閉塞を回避するため、幹線道路の無電柱化を推進する。
 - (5) 空き家倒壊による道路閉塞を回避するため、危険な空き家の解体を促すとともに移住、定住施策の活用など、総合的な空き家対策を推進する。
 - (6) 緊急輸送道路等の重要路線の長寿命化及び耐震性の強化を推進する。
- 3 地域の防災力・災害対応力の向上
 - (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率の向上を図る。
 - (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
 - (3) 防火思想の普及啓発、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法及び災害発生時の出火防

止の徹底を推進する。

- (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる防災体制を構築する。
- (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
- (6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。

4 建物密集地区に対する防火対策の推進

- (1) 建物密集地区の建築物においては、防火性能を高めるよう市民への指導・周知を図る。
- (2) 延焼を防ぐため、道路拡幅や公園整備を推進する。
- (3) 出火率の低下や初期消火力を強化するため、住宅用火災警報器、感震ブレーカー、家具類の転倒防止器具等の防災用品の配備を広く普及啓発し、予防体制の強化を図る。
- (4) 木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、用水等自然水利の活用を図る。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R11 年度末)	担当課
1	住宅の耐震化率	%	7 0	9 5	都建
2	自主防災組織の設置率	%	9 0 . 9	1 0 0	防災
3	防火水槽総数に対する耐震性防火水槽の割合	%	3 1 . 6	3 5 . 0	消防
4	消防団員の充足率	%	8 3 . 7	1 0 0	消防
5	普通救命講習受講者数	人	3 5 4	6 0 0	消防
6	避難行動要支援者の個別計画	%	1 5 . 5	2 2 . 9	防災
7	橋梁の長寿命化修繕	橋	1 5	2 2	都建

【関連する計画等】

- 1 かほく市地域防災計画
- 2 かほく市住生活総合計画
- 3 火災防ぎょ計画

1－2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 津波浸水想定を検証が必要
- 2 避難路・避難場所の安全性の確保が必要
- 3 災害情報の収集、伝達体制の強化が必要
- 4 津波避難空間の確保と避難訓練による実効性向上が必要

【推進方針】

- 1 津波からの確実な避難をするための各種取り組みの推進
 - (1) 避難行動を速やかにとれるよう、避難方法の周知、避難路・避難場所の安全性の確認等、適切な避難行動の周知を推進する。
 - (2) のと里山海道等を利用した緊急避難場所等、津波避難空間の確保を継続するとともに、実践的な津波避難訓練を継続的に実施する。
 - (3) 防災行政無線戸別受信機の整備や各種ＩＣＴを活用し情報収集・伝達体制を強化するとともに、消防団や自主防災組織等の安全を確保するために、退避ルールの確立を推進する。
 - (4) 高齢者、障害者の防災安全対策の促進や早めの避難行動に関する啓発・支援等を推進する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (Ｒ５年度末)	目標値 (Ｒ１１年度末)	担当課
1	防災ヘリの場外離着陸陸場の指定数	箇所	2	3	防災

【関連する計画等】

- 1 かほく市洪水津波ハザードマップ

1－3 河川・用水等の氾濫や堤防の決壊等、突発的又は広域かつ長期的な浸水による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 河川改修や幹線排水路の整備等による浸水対策が必要
- 2 農業水利施設の改修や補強が必要
- 3 新たな開発行為等において適切な雨水調整池又は雨水浸透柵等の整備が必要
- 4 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上が必要
- 5 河川堤防や道路等を応急復旧する体制の構築が必要
- 6 避難者に対し防災情報の的確な伝達が必要
- 7 要救助者に対する救助体制の構築が必要
- 8 水防災意識社会を再構築する取り組みが必要
- 9 雨水排水施設に関する維持管理を含めた総合的な対策が必要
- 10 大雨による災害の発生に対する予防体制の構築

【推進方針】

- 1 長期的な浸水被害の解消に向けた対策の推進
 - (1) 都市化の進展による遊水機能の減少や山間部の開発等による河川の負荷増大とこれまでの浸水被害等を踏まえ、必要な雨水幹線の整備を計画的に実施するとともに、河川管理者による河川改修・維持管理事業を促進する。
 - (2) 幹線排水路等の整備による浸水対策を推進する。
 - (3) 農業水利施設について、計画的に改修・補強等を図る。
 - (4) 新たな開発行為等に対し、雨水調整池又は雨水浸透性柵等の設置を指導し、流出抑制対策を行う。
 - (5) 森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。
 - (6) 河川堤防の復旧や、内水排除等を速やかに実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や迅速な資機材の調達を図るとともに、建設業者の調達を含め復旧・復興に向けた体制の構築に取り組む。
 - (7) 雨水管きょ及び雨水ポンプ場設備等の適切な維持管理及び耐震化等を、総合的かつ計画的に推進する。
- 2 防災情報の的確な伝達
 - (1) 必要に応じてハザードマップ（洪水津波・内水）の作成・見直しをするとともに、防災情報の収集・伝達体制の強化を推進する。
 - (2) 防災行政無線や防災アプリ、緊急速報メール（エリアメール）等を用いて気象情報等を的確に伝達するとともに、住民避難のためのタイムラインを策定する。
- 3 各種機関との連携強化
 - (1) 浸水区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。
- 4 予防体制の構築
 - (1) 大雨による災害発生の恐れがある場合には予防対応が取れる体制を構築する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R11 年度末)	担当課
1	公共下水道雨水幹線整備率	%	5 2	5 3	上下
2	森林環境整備事業による 森林 整備面積	%	4 8	5 0	農林
3	避難行動要支援者の個別支援 計画の作成数	%	1 5 . 5	2 2 . 9	防災

【関連する計画等】

- 1 かほく市洪水津波ハザードマップ
- 2 かほく市公共下水道全体計画
- 3 かほく市公共下水道事業計画

1－4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための対策が必要
- 2 市民に対し迅速で適切な災害情報の伝達が必要
- 3 集落の孤立を防止し、日常機能の低下を極力避けるための対策が必要

【推進方針】

- 1 土砂災害への対応の強化
 - (1) 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進するよう県に対し働きかけ、災害の未然防止を図る。
 - (2) がけ崩れのおそれのある箇所の「急傾斜地崩壊危険区域」への指定等、土砂災害を起こすおそれのある箇所の指定を県に積極的に働きかける。
 - (3) 砂防関連施設の適切な維持管理を図るとともに老朽化が進んでいるものについては、修繕や更新等を積極的に県に働きかける。
 - (4) ハザードマップにより危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、土砂災害警戒情報の緊急速報メール等により迅速でわかりやすい情報を提供する。
 - (5) 土砂災害に伴う避難指示等の発令基準を予め定めることで、市民に対する迅速な情報伝達と避難の呼びかけを行う。
- 2 各種機関との連携強化
 - (1) 土砂災害警戒区域における避難者を迅速に救助するため、消防機関や自衛隊、警察と連携した救助体制の構築を推進する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R11 年度末)	担当課
1	避難行動要支援者の個別支援計画の作成数	%	15.5	22.9	防災

【関連する計画等】

- 1 かほく市土砂災害ハザードマップ

1－5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 道路管理者間（国・県・市・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要
- 2 緊急時における確実な消防車両の出動や、消防水利の確保が必要
- 3 町会・区をはじめとした、市民の協力体制が必要
- 4 自力での屋根雪下ろしが困難な世帯への屋根雪下ろしの支援が必要
- 5 孤立が予想される地域の連絡体制の強化や世帯情報等の確認が必要
- 6 交通対策に向けた取り組みの強化が必要

【推進方針】

1 除雪体制の強化

- (1) 降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき出動時期を適切に判断し、10cm以上の降雪により出動する。
- (2) 局地的な大雪にも対応できる除雪体制を構築する。
- (3) 幹線市道（バス路線、緊急輸送道路等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。
- (4) 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。
- (5) 急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等においては、スリップ事故等の防止のため凍結防止剤の散布に努める。
- (6) 消融雪設備を整備する基準等を構築し、物資輸送ネットワークの確保と地下水資源の保全を図る。
- (7) 消融雪装置施設の適切な維持管理を行う。
- (8) 市が保有する除雪機械の計画的な更新や民間の除雪業者の支援を継続的に行うとともに、除雪オペレーターの人材育成に努め、大雪時の除雪体制の整備を図る。
- (9) 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防ポンプ車格納庫等、必要な箇所の除雪を実施する。
- (10) 町会・区をはじめとする各種団体による除雪の協力を促進する。

2 孤立集落への迅速な対応の実施

- (1) 孤立集落の被災状況が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう、関係機関と事前に調整を図る。
- (2) 孤立が予想される集落に対しては、事前に連絡手段、世帯情報等を調査し、台帳や地図情報として整備記録する。

3 交通対策に向けた取り組みの推進

- (1) 公共交通機関（路線バス、鉄道等）の運行状況等を適時的確に把握し、問い合わせ等への対応や広報を行う。
- (2) 道路渋滞が発生した際には、ホームページ等により渋滞情報を広報周知するとともに、不要不急の外出を抑制する。
- (3) 渋滞が長期化し、支援が必要な場合には、飲料、食料、燃料の提供を行う。

4 消防対策

- (1) 消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽、消防車庫等、必要な箇所の除雪を実施する。必要に応じて、消防分団、町会・区、市民への協力を要請する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R11 年度末)	担当課
1	市内除雪業者数	件	5 2	5 4	都建
2	車道除雪機械台数	台	7 2	7 4	都建

【関連する計画等】

- 1 かほく市除雪計画書

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【脆弱性の評価】

- 1 避難所での良好な生活環境の確保が必要
- 2 避難所や家庭、事業所での防災用品の備蓄が必要
- 3 応援協定業者と連携し機能強化に向けた取り組みが必要
- 4 上水道の応急給水体制の整備が必要
- 5 交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要
- 6 緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化が必要

【推進方針】

- 1 避難所での良好な生活環境確保に向けた整備の推進
 - (1) 災害対策基本法、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に基づき避難所整備を推進する。
- 2 関係機関と連携した防災用品の備蓄の推進
 - (1) 二次避難施設への食糧等の備蓄品を充実強化するとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発し、県、市、民間事業者、地域団体等と連携して備蓄を推進する。
 - (2) 生活必需品の調達について、事業者等との応援協定が災害時に機能するよう連携を強化する。
- 3 上水道の応急給水体制の整備促進
 - (1) 上水道施設の各種資機材および給水車の整備等による応急給水体制の整備や日本水道協会石川県支部等の関係機関と連携し広域的な応援体制の構築を進める。
- 4 災害に対応した交通ネットワークの向上
 - (1) 関係行政機関による国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	給水タンクの数（設置用）	個	10	13	上下
2	給水袋の数	袋	35,000	35,000	上下
3	上水道基幹管路の耐震化率	%	35.5	36.6	上下
4	下水道管きょにおける耐震化率	%	50.7	51.2	上下
5	災害時応援協定等（含む物資供給協定）の締結数	件	17	20	防災

【関連する計画等】

- 1 かほく市地域防災計画
- 2 かほく市住生活総合計画
- 3 かほく市水道事業基本計画
- 4 かほく市上下水道ＢＣＰ
- 5 下水道事業ストックマネジメント計画

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【脆弱性の評価】

- 1 中山間地域における地域防災力の向上が必要
- 2 緊急輸送道路の整備が必要
- 3 緊急輸送道路の迂回路となる支援道路（既存道路を含む）の整備が必要
- 4 大雪に備えた中山間地域における雪害対策が必要
- 5 地震により孤立集落が発生した場合の効果的な支援が必要

【推進方針】

- 1 地域の防災力・災害対応力の向上
 - (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率を高める。
 - (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
 - (3) 防火思想の普及啓発、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法及び災害発生時の出火防止の徹底を推進する。
 - (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる消防体制を構築する。
 - (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
 - (6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。
- 2 緊急輸送道路の確保
 - (1) 交通ネットワークの遮断により中山間地域の孤立する集落を防止するため、幹線道路以外の橋梁の耐震化・長寿命化や狭隘道路の改良等を推進する。
 - (2) 山間部における孤立集落の発生を防止するために、幹線道路以外の迂回路となり得る林道の整備を推進する。
- 3 大雪対策
 - (1) 市有除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど大雪に必要な除雪対策を確保する。
 - (2) 孤立が予想される集落に対しては、事前に世帯情報等を調査し、台帳や地図情報として整備記録する。
- 4 孤立集落対策支援
 - (1) 食料不足や通信障害等を想定した備蓄の見直しやドローン等を活用した配送手段の整備、通信途絶が起こりにくい衛星通信機器の配備など、孤立集落が発生した場合の効果的な支援策について検討する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	道路啓開計画の策定	%	0	100	都建
2	消防団員の充足率	%	83.7	100	消防

【関連する計画等】

1 かほく市除雪計画書

2-3 自衛隊、警察、消防、海保、医療機関等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足及び医療機能の麻痺

【脆弱性の評価】

- 1 救急救助機関が機能を維持するための対策が必要
- 2 救急救助機関における情報の収集伝達機能の強化が必要
- 3 消防水利の整備が必要
- 4 警察や自衛隊との連携強化や要支援者の救助体制構築が必要
- 5 消防広域応援体制の強化や受援体制の整備が必要
- 6 浸水区域で取り残された人の救助体制の構築が必要
- 7 救助活動に支障を来さない道路整備が必要
- 8 消防団や自主防災組織の連携強化を図り地域防災力を向上させることが必要
- 9 災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要

【推進方針】

- 1 応急活動及び医療活動を担う機関の機能強化
 - (1) 通信基盤や指令システムの高度化、情報通信手段の多様化等により、消防や救急活動における情報の伝達収集機能を充実強化する。
 - (2) 地震により消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を図る。
 - (3) 被害想定に応じて必要な装備・資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を着実に推進する。
 - (4) 災害発生時に救助・救急活動の拠点となる消防庁舎の機能強化を推進する。
 - (5) 災害時にDMA Tや医薬品等のニーズ把握、支援要請等を的確に行うため、関係機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時医療体制や搬送体制の整備を推進する。
- 2 応急活動等の効率的な展開
 - (1) 災害対策本部・消防・警察・自衛隊等の救助・救出活動機関の連携を強化し、要救助者や資機材の情報共有や連絡体制の強化を図るとともに、医療機関を含む各関係機関との連携訓練によりその実効性を高める。
 - (2) 大規模災害時の消防広域応援体制について、他府県緊急消防援助隊と連携する中部ブロック合同訓練に出場し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。
 - (3) 災害発生時に対策本部や救急・救助機関の機能を維持するために、通信手段・非常用電源の確保や水・食料・燃料の備蓄等、必要な対策を講じる。
 - (4) 消防団の定数確保や車両・資機材の充実等により消防団の活動能力向上を図るとともに、自主防災組織と連携した防災訓練等の取り組みを推進する。
 - (5) バイスタンダー（救急現場に居合わせた市民）の育成や地域防災力の強化を推進する。
 - (6) 電柱倒壊による道路閉塞を回避するため、幹線道路の無電柱化を推進する。
 - (7) 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震性を強化する。
 - (8) 救命ボートを利用した講習・訓練などの取り組みにより、浸水区域に取り残された市民が安全に浸水区域外に避難できる体制を構築する。
 - (9) 発災直後から保健活動を行うため、保健師・栄養士等によるチームを構成し、災害対策本部と情報共有できる体制を構築する。
- 3 地域の防災力・災害対応力の向上
 - (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率を高める。
 - (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難

行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。

- (3) 防火思想の普及啓発、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法及び災害発生時の出火防止の徹底を推進する。
- (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる消防体制を構築する。
- (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
- (6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。
- (7) 大規模救出・救助活動の拠点やヘリコプター活動拠点となる防災公園の整備を図る。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R11 年度末)	担当課
1	消防団員の充足率	%	83.7	100	消防
2	自主防災組織に消防が訓練を実施した回数	回	15	20	消防

【関連する計画等】

- 1 かほく消防本部緊急消防援助隊受援計画
- 2 火災防ぎょ計画

2-4 多数の避難者により避難所・福祉避難所での避難生活が困難となる事態

【脆弱性の評価】

- 1 地域との連携による迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- 2 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要
- 3 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要
- 4 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要
- 5 避難所の整備及び機能強化が必要

【推進方針】

1 迅速な避難所の開設及び運営

- (1) 地域との連携により、いかなる場合でも避難所を即座に開設できる体制を構築する。
- (2) 市職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
- (3) 避難所の通信機能強化や備蓄品・防災資機材の充実を図り、施設の機能向上を推進する。
- (4) 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導體制を図る。
- (5) 避難行動要支援者の受け入れ強化を図るため、福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設との協定を推進する。

2 避難生活の長期化に対する支援体制の整備

- (1) 多様な避難所でのニーズや要支援者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、福祉サービスや保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報支援、専門家による心のケア等、関係部局・機関と連携を図り、避難者の支援体制を整備する。
- (2) 被災者の早期の生活再建を支援するため、被災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。
- (3) 避難者が快適に生活できる場を提供するために、避難所の整備を推進する。

3 様々な災害を想定した避難所の整備

- (1) 広範な浸水被害や地震発生による被害等を想定し、それらのリスクが少ない箇所への避難所の整備を推進する。

4 避難所の在り方の再構築

- (1) 様々な災害を想定し、地域と連携した避難所の新しい仕組みを構築する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R11 年度末)	担当課
1	自主防災組織の設置率	%	90.9	100	防災
2	福祉避難所数	箇所	8	9	防災

【関連する計画等】

- 1 かほく市地域防災計画
- 2 かほく市避難所運営マニュアル
- 3 かほく市福祉避難所運営マニュアル

2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

- 1 避難所における感染症の予防対策が必要
- 2 災害時に適切に汚水を処理する体制整備が必要
- 3 下水道施設の耐震化が必要

【推進方針】

- 1 避難所で感染症対策の推進
 - (1) 平時からの感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を推進するとともに、災害時の避難所における手指消毒剤等の衛生用品の設置に努める。
 - (2) トイレの適正な管理は公衆衛生環境を保全する上で重要な役割を担うため、災害用マンホールトイレの設置、下水道施設の耐震化、下水道の応急復旧体制の構築などを推進する。
- 2 災害時におけるトイレの調達手段の確立
 - (1) 平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、マンホールトイレ等の整備を推進するとともに、災害時におけるトイレの調達手段の確立を図る。（仮設トイレ、マンホールトイレ）
- 3 下水道施設の耐震化
 - (1) 大規模地震発生時には、未処理下水の流出による衛生被害の発生により、市民の生命・財産に係わる事態を生じる恐れがあるため、下水道施設の計画的な耐震化を推進する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	災害用マンホールトイレ蓋の数	枚	18	20	上下
2	下水道管きょにおける耐震化率	%	50.7	51.2	上下

【関連する計画等】

- 1 かほく市上下水道BCP
- 2 かほく市新型インフルエンザ等対策行動計画
- 3 下水道事業ストックマネジメント計画

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- 2 避難所における災害用備蓄品や防災資機材の充実強化が必要
- 3 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要
- 4 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要
- 5 避難所の機能強化が必要
- 6 避難所外避難者への支援

【推進方針】

- 1 迅速な避難所の開設及び運営
 - (1) 市職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
 - (2) 避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、施設の機能向上を推進する。
 - (3) 観光客や外国人をはじめ、地理に不慣れな人に対する避難所への誘導体制を図る。
 - (4) 避難行動要支援者の受け入れ強化を図るため、福祉避難所としての設備や機能を兼ね備えた施設との協定を推進する。
 - (5) 各校下において避難所運営協議会の設立を促進し、共助による自主的な避難所運営を推進する。
 - (6) 小中学校などの指定避難所を有効に活用し、要配慮者に対する事前の部屋割りを行うなど避難所の機能強化を図るとともに、避難所以外で避難する方への支援体制も構築する。
- 2 避難生活の長期化に対する支援体制の整備
 - (1) 多様な避難所でのニーズや要支援者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、福祉サービスや保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報支援、専門家による心のケア等、関係部局・機関と連携を図り、避難者の支援体制を整備する。
 - (2) 被災者の早期の生活再建を支援するため、り災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。
 - (3) 指定避難所に通信設備・発電機・資機材などを整備し、避難所施設の機能向上を進めるとともに、初期に開設する自主避難所について、常備品の増強配備を行い避難生活の充実を図る。
 - (4) スフィア基準を踏まえた避難所の生活環境の確保を図る。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	自主防災組織の設置率	%	90.9	100	防災
2	災害時における飲食料、生活物資の供給協力に関する協定数	件	11	15	防災
3	福祉避難所の設置運営に関する協定数	件	6	7	防災

【関連する計画等】

- 1 かほく市避難所運営マニュアル
- 2 かほく市福祉避難所運営マニュアル

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 1 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要
- 2 庁舎等の耐震化や浸水対策等、防災機能の強化が必要
- 3 業務継続に必要な通信機能、電源、燃料等の整備が必要
- 4 情報を共有するためのシステム整備や通信設備の充実が必要
- 5 広域応援協定の締結や受援計画の整備等、支援受入れに向けた体制づくりが必要

【推進方針】

1 行政機能の機能保持

- (1) 「かほく市業務継続計画」（平成29年2月策定）に基づき、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施し、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより、業務継続体制を強化する。
- (2) 庁舎や公共施設の室内安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する。
- (3) 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等の災害時の通信手段の多重化を図る。
- (4) 市庁舎や避難所となる学校施設のほか、その他の公共施設についても、公共施設マネジメント計画などに基づき、総廃合や集約化を含む施設の最適化を図りながら、耐震化など防災機能の強化を図る。
- (5) 市庁舎の機能不全に備え、本庁舎以外に災害対策本部の代替機能を整備し、災害対応拠点の複線化を図る。
- (6) デジタルを活用した災害対応の強化を図る。

2 支援人員の受入れ体制の構築

- (1) 行政人員の絶対的不足に備え、広域応援協定の締結や受援体制の整備等、支援人員の受入れ体制を構築する。
- (2) 応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	受援計画の策定	%	0	100	防災
2	業務継続のために必要な発電用 燃料の充足期間	時間	24	72	総務

【関連する計画等】

1 かほく市業務継続計画

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【脆弱性の評価】

- 1 防災拠点における通信の確保が必要
- 2 災害時情報提供の多重化が必要
- 3 電力・情報通信業者との情報共有体制の整備が必要

【推進方針】

- 1 災害時の通信手段の確保
 - (1) 地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Ｌアラート（災害情報共有システム）ＣＡＴＶ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図る。
- 2 各種事業者との連携強化
 - (1) 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。
 - (2) 防災関係機関における防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。
- 3 応急用資機材の整備
 - (1) 停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む））、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。
 - (2) 災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (Ｒ５年度末)	目標値 (Ｒ１１年度末)	担当課
1	消防の通信指令センターとの情報通信の多重化（衛星電話等）整備状況	台	2	3	消防

【関連する計画等】

- 1 かほく市業務継続計画

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

【脆弱性の評価】

- 1 テレビ・ラジオ放送の中断でも情報伝達できるツールの確保が必要
- 2 情報ツールの認知向上が必要

【推進方針】

- 1 災害時の通信手段の確保
 - (1) 地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）CATV等の多様な情報伝達手段の整備促進を図る。
 - (2) 被災者生活支援に関する情報については、情報を得る手段が限られている被災者に配慮し、紙媒体や臨時広報誌、相談窓口による情報提供なども行えるよう備える。
 - (3) 災害時における安否情報、交通情報の適宜発信のために、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報提供できる手段の確保を図る。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	衛星携帯電話の保有数（貸与含む）	台	1	3	防災

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 1 住民等への情報伝達体制の強化が必要（ICTを活用した災害情報の多様な伝達手段が必要）
- 2 市民の防災意識を向上させる取り組みが必要
- 3 防災教育や防災活動の推進が必要
- 4 障がい者や訪日外国人等、多様な人々に配慮した取り組みが必要

【推進方針】

- 1 住民等への情報伝達体制の強化
 - (1) 防災行政無線や防災アプリをはじめ、テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、Jアラート、Lアラート、CATV等、情報伝達手段の整備にICTを活用する。
 - (2) 市民に避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、防災アプリや緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等も利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、通信設備の充実強化を図る。
 - (3) 訪日外国人等に配慮した避難誘導案内板や各種ハザードマップなどの整備を推進する。
 - (4) 情報発信拠点の防災・減災対策及び複線化・多重化を推進する。
 - (5) 情報サービスにおける業務継続に向けた取り組みを推進する。
 - (6) 5Gなどの最新技術を取り入れた情報収集・発信体制の充実強化を図る。
- 2 防災意識の向上及び防災活動の推進
 - (1) 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための施設や資機材の整備、訓練への助成等により自主防災組織の活性化を促進する。
 - (2) 防災士をはじめとする地域の防災リーダー育成や事業者の業務継続計画の策定を促進する等、避難意識の向上を推進する。
 - (3) 実践的な避難訓練を通して、自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように防災教育を推進するとともに、身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を発信する防災活動や、将来の地域防災を担う人材を育成するための教育を推進し、地域防災力の向上を推進する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	自主防災組織の設置率	%	90.1	100	防災
2	防災アプリ登録者数	件	0	15,000	防災
3	普通救命講習受講者数	人	354	600	消防
4	市保有の衛星携帯数（貸与含む）	台	1	3	防災
5	独立したICT-BCPの策定	%	0	100	情報

【関連する計画等】

- 1 かほく市業務継続計画

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力の低下

【脆弱性の評価】

- 1 業務継続計画の策定など企業の事業活動を継続するための取り組みが必要
- 2 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの構築が必要
- 3 駅周辺における防災や減災に向けた取り組みが必要
- 4 緊急輸送道路における防災・減災対策が必要
- 5 就業環境の確保対策が必要

【推進方針】

- 1 事業者における事業継続計画
 - (1) 事業者による業務継続計画の策定や建物の耐震化など、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取り組みを促進する。
- 2 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築
 - (1) 物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招く恐れがある。このため、緊急時にも生産拠点相互やのと里山海道などの物流拠点をつなぐ多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。
- 3 災害に強いまちづくり
 - (1) 平時より、既存路線の維持・拡充等に向けた取り組みを推進するとともに、市街地の無電柱化や道路拡幅など防災・減災機能の強化に向けた取り組みを推進する。
- 4 緊急輸送道路の防災・減災対策
 - (1) 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や長寿命化、道路法面の落石対策等を推進する。
- 5 移動手段の寸断時等にも就業可能な環境の構築
 - (1) 交通インフラの損壊などが生じた場合、勤務先への出勤が困難になることから、サテライトオフィスやテレワークなどによる多様な就業環境の構築を推進し、企業における事業活動の円滑な継続を図る。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	道路啓開計画の策定	%	0	100	都建

【関連する計画等】

- 1 かほく市橋梁長寿命化修繕計画
- 2 かほく市都市計画マスタープラン

5-2 異常渇水や凍結等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 1 渇水による市民の生活水の確保と消費の制限が必要
- 2 農業生産に関する対策が必要
- 3 寒波による水道管の凍結が原因となる漏水に対する対策が必要

【推進方針】

- 1 生活水の確保
 - (1) 異常な渇水期には、市民に節水協力を強く求める。
- 2 農作物の干ばつ対策
 - (1) 水不足が予想される地域では、既存のかんがい施設の点検、整備を行い、必要に応じ番水の実施やあぜ際部分への散水等、節水栽培の実施、等を行う。
- 3 寒波による水道管の凍結対策
 - (1) 水道利用者に対して凍結対策についての注意喚起や情報提供を行う。
 - (2) 異常寒波が予想される場合には、止水栓を閉栓する旨の断水対策を水道利用者に周知する。
 - (3) 異常寒波の到来が確実となった場合には、空き家等使用水量の少ないと見込まれる止水栓の閉栓を行う。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R 11 年度末)	担当課
1	給水車の数	台	0	1	上下
2	給水タンクの数（設置用）	基	10	13	上下

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【脆弱性の評価】

- 1 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの拡大が必要
- 2 電力・情報通信業者との情報共有体制の整備が必要
- 3 燃料供給業者との連絡体制の連携強化が必要
- 4 エネルギー不足に備え、燃料の備蓄や災害対応型給油所の整備が必要
- 5 安全装置を装着した燃焼機器の普及促進が必要
- 6 業務継続計画の策定等、企業の事業活動を継続するための取り組みが必要
- 7 耐久性に優れたガス管への計画的な取替えが必要

【推進方針】

- 1 災害に対応した交通ネットワークの向上
 - (1) 関係行政機関による国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化・長寿命化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。
- 2 各種事業者との連携強化
 - (1) 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達体制の強化を図る。
 - (2) 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が生じることを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が、災害時において確実に機能するように、平時から連絡体制を強化する。
 - (3) エネルギーの供給停止に備え、災害対応型給油所の整備を図る。
- 3 減災への取り組みの推進
 - (1) 石油やガス機器の耐震化やマイコンメーターの設置促進等、安全機器の対策を図る。
 - (2) 地震火災による出火率を低くするため、感震ブレーカーの設置を促進する。
- 4 事業者による事業継続計画策定の促進
 - (1) 事業者による業務継続計画の策定を推奨し、災害発生時に企業の事業活動を継続するための取り組みを促進する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R 11 年度末)	担当課
1	燃料供給協定締結数	件	1	2	防災
2	可搬式発電機設置数	台	1 9	2 4	防災

6-2 地震や凍結等による上下水道等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 1 上下水道施設の耐震化や応急給水体制の整備が必要
- 2 広域的な応援体制の構築や業務継続計画に基づく事前の対策が必要
- 3 生活排水対策の着実な推進が必要
- 4 農業集落排水施設の耐震化が必要
- 5 下水道施設における地震対策が必要
- 6 避難所内外におけるトイレ施設の整備が必要

【推進方針】

- 1 給水対策の強化
 - (1) 上下水道施設における基幹施設の耐震化や管路の老朽化対策、幹線管路のネットワーク化等の推進により、上水の供給及び下水処理の安定化を図る。
 - (2) 迅速な応急給水や災害応急対策を実施するため、各種資機材や情報伝達機器および給水車の整備を進めるとともに、日本水道協会石川県支部等の関係機関と連携し広域的な応援体制を構築する。
 - (3) 石川中央都市圏上下水道事業広域連携推進協議会と連携し、災害対策訓練を実施するとともに、上下水道事業BCPに基づくリスク対策の実施により、その実効性を高めていく。
- 2 生活排水や下水道施設の対策
 - (1) 発災後、住宅や避難所等からの生活排水を速やかに排除するため下水道整備による生活排水対策を進める。
 - (2) 農業集落排水施設の機能診断による最適整備構想に基づき、耐震化などの対策を推進する。
 - (3) 下水道施設の地震対策を推進するとともに、非常用電源の設置や燃料の備蓄、希釈水の確保などの対策により、災害時に自立稼働する体制を構築する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	上水道基幹管路の耐震化率	%	35.5	36.6	上下
2	浄水場の耐震化率	%	0	47.3	上下
3	下水道管きょにおける耐震化率	%	50.7	51.2	上下
4	その他汚水ポンプ場耐震化	施設	0	1	上下

【関連する計画等】

- 1 かほく市水道事業基本計画
- 2 かほく市上下水道BCP
- 3 下水道事業ストックマネジメント計画

6-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 1 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要
- 2 緊急輸送道路の防災・減災対策が必要
- 3 緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要
- 4 農道・林道の整備、維持管理
- 5 大雪対策
- 6 道路施設の維持管理
- 7 台風・暴風対策

【推進方針】

- 1 災害に対応した交通ネットワークの向上
 - (1) 関係行政機関による国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を働きかけるとともに、救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路の点検や橋梁の耐震化・長寿命化を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。
 - (2) 建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく災害訓練を実施する等、平常時から応急復旧体制を整備するとともに、早期復旧に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る。
 - (3) 地域交通ネットワークの機能を確保するため、のと里山海道等の道路整備と防災対策を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。
- 2 緊急輸送ルート及び複数の輸送ルートの確保
 - (1) 緊急輸送ルートの遮断を防止するため、幹線道路以外の橋梁の耐震化及び長寿命化や狭隘道路の改良等を推進する。
 - (2) 山間部における孤立集落の発生を防止するために、緊急輸送道路の迂回路となり得る林道の整備を推進する。
- 3 大雪対策
 - (1) 除雪作業を請け負う建設事業者の保有除雪機械が老朽化し、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
 - (2) 市街地や狭隘な道路において、円滑に除雪を実施するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を行う必要がある。
- 4 老朽化対策
 - (1) 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取り組みを進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
 - (2) 農道・林道において、災害時等の国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線もあるが、高度経済成長以降に整備された施設の老朽化が課題となっていることから、長寿命化対策を進め、機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぎ、適正な維持管理を行っていく必要がある。
- 5 台風・暴風対策
 - (1) 台風や暴風による建物や電柱等の倒壊により、交通機能の低下が懸念されることから、これを踏まえた総合的な対策を行っていく必要がある。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R11 年度末)	担当課
1	適切な維持管理・補修を要する 橋梁の整備率（市道）	%	68.1	80	都建
2	適切な維持管理・補修を要する 橋梁の整備率（農道・林道）	%	9	100	農林
3	道路啓開計画の策定	%	0	100	都建

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂・貯水の流出による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 農業水利施設の改修や補強、耐震化が必要
- 2 ため池ハザードマップの周知など、ソフト対策と並行した災害対応力の強化が必要
- 3 揚排水機場の計画的な耐震化が必要

【推進方針】

- 1 農業水利施設の整備及びため池ハザードマップの周知
 - (1) 被災した場合に地域住民の生活、財産等への影響が大きい農業水利施設（揚排水機場、排水樋門、ため池等）について、順次、計画的に改修・補強・耐震化等を図っていく。また、平成27年に作成した「ため池ハザードマップ」を有効に活用するため、地域住民への周知を図るとともに、ソフト対策と並行して災害対応力の強化を推進していく。
 - (2) 揚排水機場については、雨水を速やかに流下させ、大規模水害による被害を最小限にするため、揚排水機場の老朽化による能力の低下や故障の発生を防ぐために計画的な予防保全対策を実施する。また、基幹排水路の適切な管理、揚排水機場耐震化計画の策定とともに、順次、点検による機能診断を実施し、計画的に改修・補強・耐震化等を図っていく。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	ため池の耐震調査率	%	17	50	農林

【関連する計画等】

- 1 かほく市ため池ハザードマップ

7-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【脆弱性の評価】

- 1 生産組合等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理の推進が必要
- 2 災害に強い森林づくりが必要
- 3 新たな農林業の担い手の確保、育成が必要

【推進方針】

- 1 農地・農業水利施設等の保全管理の推進
 - (1) 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組む集落の増加を図る。
- 2 災害に強い森林づくりの推進
 - (1) 森林の公益的機能を持続的に発揮し続けていくため、多様で健全な森林の整備や保全、集中豪雨等による崩壊地の復旧、森林施業の低コスト化、県産材の利用促進、鳥獣被害等の防護柵、処理場等の設置、森林整備を計画的に推進する。
- 3 農林業の担い手の確保・育成
 - (1) 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取り組みを推進する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	ため池改修計画書の作成率	%	0	100	農林
2	イノシシの捕獲頭数	頭	171	400	農林

【関連する計画等】

- 1 かほく農業振興地域整備計画
- 2 かほく市における農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- 3 かほく市森づくりプラン（かほく市森林整備計画書）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 1 災害廃棄物処理計画による体制整備が必要
- 2 災害廃棄物の適切な処理ルートの確立が必要
- 3 災害廃棄物の一時仮置場の確保が必要
- 4 廃棄物処理業者との連携による災害時処理体制の構築が必要
- 5 大量の廃棄物を最終処分するため他市町との連携や支援が必要
- 6 ごみの減量化の取り組みが必要
- 7 有害物質の漏えい等の防止対策についての周知が必要

【推進方針】

- 1 災害廃棄物の処理対策の推進
 - (1) 市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理体制の整備を推進する。
 - (2) 適正処理が困難な災害廃棄物の大量発生に備え、当該廃棄物の処理ルート及び仮置場等を確保する。
 - (3) 民間の廃棄物処理業者及び関連団体との協定締結を推進し、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する。
 - (4) 大規模災害に対応した、他市町との相互援助協定を締結し、他市町間での支援の調整を行う。
 - (5) 河北郡市広域事務組合ごみ処理施設において、災害廃棄物等を処理できる残余能力を増やすため、ごみ減量化を図る。
- 2 有害物質の漏えい等の防止体制の構築
 - (1) 有害物質の流出に迅速に対応するため、有害物質の流出情報を関係者で共有し、市民に対して適切に周知できる体制を構築する。
- 3 ごみの減量化やリサイクルの向上
 - (1) 災害廃棄物等を処理できる残余能力を増やすため、平時からごみ減量化を図る。
 - (2) 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理及び衛生面、リユース、リサイクルの観点から、仮置場では搬入時から可能な限り種類別に分別して保管し、処理期間の短縮及びリサイクルの向上を図る。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R5年度末)	目標値 (R11年度末)	担当課
1	総ごみ量	t / 年	10,348	10,093.2	防災
2	災害廃棄物処理応援協定の締結数（他市町、民間団体等）	団体	4	10	防災

【関連する計画等】

- 1 一般廃棄物処理基本計画（河北郡市広域事務組合）
- 2 分別収集計画（河北郡市広域事務組合）
- 3 かほく市災害廃棄物処理計画

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【脆弱性の評価】

- 1 市民一人ひとりの災害対応力の向上が必要
- 2 防災士の育成と自主防災組織の強化が必要
- 3 災害ボランティアの活動環境を整備することが必要
- 4 建設業者の担い手の確保や育成に取り組むことが必要
- 5 円滑な復興・復旧を図るために地籍調査の推進が必要

【推進方針】

- 1 地域の防災力・災害対応力の向上
 - (1) 地域の災害対応力の向上を図るために、防災士の育成を図るとともに、自主防災組織の訓練の実施率を高める。
 - (2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や個別計画の策定、避難訓練の支援等を推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。
 - (3) 防火思想の普及啓発、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法及び災害発生時の出火防止の徹底を推進する。
 - (4) 災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑多様化する災害に対応できる消防体制を構築する。
 - (5) 消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力を強化する。
 - (6) 各消防分団に配備している消防ポンプ車を順次更新することにより、地域防災力の充実強化を図る。
 - (7) ひとたび災害が発生すれば、行政による「公助」では一定の限界がある為、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取り組みを推進していく。
 - (8) 自主防災組織のランクアップを図るために、活動実績等による評価制度を導入し組織の機能を強化する。
 - (9) 石川県立看護大学の学生や、地域の若者に向けて、防災士資格の取得を推進する取り組みを行う。
- 2 災害ボランティアの活動環境の整備
 - (1) 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、ボランティア活動の環境整備を図る。
- 3 建設産業の担い手確保・育成
 - (1) 社会資本の整備や除雪・災害時の対応等、地域の安全・安心を確保するため、業界団体と行政及び市民（住民）が連携して、担い手の確保・育成、市民協働に取り組む。
- 4 地籍調査の推進
 - (1) 円滑な復興・復旧を図るため、地籍調査を推進する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R 11 年度末)	担当課
1	自主防災組織の設置率	%	90.9	100	防災

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R11 年度末)	担当課
2	地籍調査の対象面積に対する進捗率	%	3 1	3 8	農林
3	普通救命講習受講者数	人	3 5 4	6 0 0	消防
4	道路啓開計画策定	%	0	1 0 0	都建

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【脆弱性の評価】

- 1 貴重な文化財が災害により遺失しないための対策が必要
- 2 被災後の生活が再建できる支援体制の確立が必要
- 3 被災者の早期の生活再建を支援する体制の構築が必要

【推進方針】

- 1 文化財の保存と災害発生時の体制の確保
 - (1) 文化財が焼失しないよう、保管されている建築物の耐震化や防火対策の充実を図る。
 - (2) 文化財が貴重な財産であることを勘案して、災害発生直後から市内の指定文化財について迅速な被害状況の調査把握と必要な応急措置（文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置など）を図られるよう、平時より体制の構築を図る。
- 2 早期の復旧・復興による地域コミュニティの維持
 - (1) 災害発生後の市民の生活の安定を図るため、災害復旧事業に伴う財政援助及び助成が早期に図られるよう、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。また、各種支援制度の窓口の一元化を図る。
 - (2) 被災によりほかに転職を希望する者に対しては、公共職業安定所（ハローワーク）は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓し、また職業訓練を実施する等積極的に就職のあっせんを行う。
 - (3) 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建について、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進めるための体制を確立する。
- 3 避難生活の長期化に対する支援体制の整備
 - (1) 多様な避難所でのニーズや要支援者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、福祉サービスや保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報支援、専門家による心のケア等、関係部局・機関と連携を図り、避難者の支援体制を整備する。
 - (2) 被災者の早期の生活再建を支援するため、り災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R 11 年度末)	担当課
1	文化財を所蔵する建築物の耐震化・防火対策の割合	%	86.6	90	ス文

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 1 応急仮設住宅の建設候補地の確保が必要
- 2 仮設住宅等を建設するための資材や建設業者の確保が必要
- 3 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要

【推進方針】

- 1 応急仮設住宅の建設予定地の確保
 - (1) 二次災害の発生のおそれがない箇所において、応急仮設住宅の建設の候補地を予め指定しておく。
 - (2) 市職員や施設管理者、自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する。
 - (3) 避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、施設の機能向上を推進する。
 - (4) 各避難所において避難所運営協議会の設立を促進し、共助による自主的な避難所運営を推進する。
 - (5) 小中学校などの指定避難所を有効に活用し、要配慮者に対する事前の部屋割りを行うなど避難所の機能強化を図る。
- 2 建築資材及び建築技術者の確保
 - (1) 応急仮設住宅の建築等に必要な建設資材は、市内の関係業者とあらかじめ協議し、必要量に対して供給を要請する。なお、関係業者において資材が不足する場合は、県へ資材のあつせんを要請する。
 - (2) 応急仮設住宅の建築等に必要な建築技術者について、市内の建設関係業者と協議し、必要量を確保する。市内で確保できない場合は、県へあつせんを要請する。
- 3 避難生活の長期化に対する支援体制の整備
 - (1) 多様な避難所でのニーズや要支援者の特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供するとともに、福祉サービスや保健医療サービスの提供や衛生的な生活環境の維持、災害情報や安否確認等の情報支援、専門家による心のケア等、関係部局・機関と連携を図り、避難者の支援体制を整備する。
 - (2) 被災者の早期の生活再建を支援するため、り災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給等を早期に実行するための体制を整備する。
 - (3) 指定避難所に通信設備・発電機・資機材などを整備し、避難所施設の機能向上を進めるとともに、初期に開設する自主避難所について、常備品の増強配備を行い避難生活の充実を図る。

【目標指標】

	指標	単位	現況値 (R 5 年度末)	目標値 (R 11 年度末)	担当課
1	応急仮設住宅の建設予定地数	箇所	4	10	防災

VI. 計画の推進

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等により、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、県等の国土強靱化に係る取り組みの進捗状況等を考慮しながら、必要な見直しを行うことを基本とする。